

【問 題】

ウェーバーの官僚制について、支配の 3 類型について述べた上で、説明せよ。

【解答例】

行政機関・企業・政党・教会といった社会の大規模組織一般に見られる官僚制化 (=ピラミッド型の構造を持つ組織形態) の現象について整理し、官僚制の概念を明確にしたのが、M. ウェーバーである。ピラミッド型の構造を持つ、集団ないし組織形態＝官僚制は古代や中世にも存在するが、ウェーバーは、古代や中世の家産官僚制と近代官僚制について、前者は身分制的な主従関係を基礎としたものであり、後者は自由意思による契約関係を基礎としている点に、両者の違いを見出した。そのうえで、ウェーバーは、近代官僚制の合理的性格を解明しようとした。

同時に彼は、支配者が被支配者を服従させる、支配を正当化する根拠として、伝統的支配・カリスマ的支配・合法的支配の 3 類型を示した。ここで、伝統的支配とは、その正当性が伝統の神聖さに基づくものであって、いわば威信による支配である。カリスマ的支配は、その正当性が個人的な資質や能力 (カリスマ) に基づくものであり、指導力による支配と言い換えることもできる。最後に、合法的支配は法規範の秩序の合理性に正当性の根拠を置くものであり、ウェーバーは近代官僚制を合法的支配の最も典型的な形態と位置づけ、近代官僚制が備えるべき諸原則を列挙した。

職務執行は客観的に定められた規則に従って遂行される「規則による規律の原則」、職位・部局ごとに明確な権限が定められ、職務はそれに基づいて遂行される「明確な権限の原則」、上級組織が下級組織を指揮監督する一元的な指揮命令系統である「階統制の原則」、専門能力に従って組織に採用される「専門性の原則」、全て文書を通じて活動が行われる「文書主義の原則」などである。これらの特質を備えた官僚制組織においては、業務が非人格的に迅速かつ安定的に処理され、客観的で予測可能性の高い組織活動が確保されることになるというのである。

このようにウェーバーは、近代官僚制こそが技術的に優れた組織形態であるとして、その合理的な側面を強調したが、R・マートンらアメリカ社会学者は、官僚制には深刻な機能障害があるとして、「官僚制の逆機能」を指摘した。マートンは、訓練の徹底により、職員がウェーバーの諸原則を過度に内面化したため、ここに形成される態度が時・場所に関係なく表出する事態を「訓練された無能力」と名づけ、その具体的現象として、規則や権限は本来業務処理のための手段であるが、それを遵守すること自体が目的になってしまうことを「目的の転移」と呼んだ。「規則による規律の原則」が転化して杓子定規的になる「法規万能主義」、「明確な権限の原則」が貫徹された結果生じる「セクショナリズム」などが、官僚制の逆機能の典型である。

マートンらは、ウェーバーが官僚制の合理性ばかりに注目し、その非合理性に目を向けていないと

ウェーバー批判を展開したが、ウェーバーは何故に官僚制化が不可避免的に生じるのかを、官僚制の合理的側面を摘出することで説明しようとしただけである。したがって、官僚制化が不可避でないこと、すなわち、官僚制とは異なる組織形態を明らかにしなければ、ウェーバーを根底から批判したことにはならないのである。

以 上